

留罷出候。匂ひの儀は宮方門跡など成程被用譯候。武家に  
て婦人女子の如く、衣類に香を留、誰にきかせ可申心底に  
候や。家中領國の仕置に心をつくし可申儀專要に候。家筋  
を被思付、委細被仰出候旨。

一、掃部頭儀格別の家筋に候。先掃部頭病死に付家督相續  
被仰付置候。然ば別て相慎可申處、大酒好色の儀被及聞召  
候。御先立をも相勤候得ば、其身行跡大切の儀に候。其上  
譜代家禮當時不調法有之候へば、舊功を捨て致改易の由被  
及聞召候。先祖兵部大輔御取立の筋に付、御旗本被付置候。  
度々御用にも相立候者共の子孫に候。掃部頭當然の家來に  
ても無之、兄掃部頭存命に候へば、其方儀次男の事、右家來  
共傍輩同前に候。御用勤來候家禮に候へば、家中の者共末  
々迄も致憐愍、自然御用の節は専ら御奉公可相勤志たるべ  
きに、心懸薄く相聞候。向後急度相慎み、家中領國の仕置畫  
夜心を懸可申事に候。家筋と被思召候に付委細被仰出候旨。

一、有徳公譜代大名等へ諭告  
同年九月廿六日御城へ召老中列座、戸田城州を以て被命御  
書立如左。城州御讀誦有之候。其衆中は

事、なんぞおろそかにおもふべきや。代治平に及び安舛に  
まかせ、物毎結構に成行故、武備を忘れ軍役人をも不扶  
持、武道に不心掛の族も有之様に聞及。然れば天下の用  
に難立、東照宮の御神恩をも不奉感、其家々父祖に對し孝  
をも可難達。某天下の執權を従大君蒙りしより以來、寸  
の間も安心する事なく、民百姓の歎きを救んと政を行ふ  
といへども、邪智倭奸の民多く、心に不任事のみ也。面  
々行跡ともに向後相慎み、武恩を不忘様に可心懸事。

一、面々家中領知仕置の事。  
面々靜謐の御代に住する事、權現様御神徳御武功の難有  
さ。皆々先祖の武功を忘れ、榮花にほこり軍慮を不辨。  
或は給米・扶持等も其時節をたがへ其節不渡、民百姓をく  
るしめ、其一身の樂には、晝夜を不知酒宴淫樂に金銀を  
費し、民百姓を食り、政事をおろそかにする事、國主・  
城主に至る迄武の本意を忘る故也。か様のもの、従者百  
姓どもに、今治平なりとも天下に不圖の事ありとも、な  
んぞ用に立つべからんや。是已々が先祖の武名を汚し、  
功をもよごし、其家を亡すの端也。向後ふかく慎み武を

溜詰衆 御譜代衆 寺社奉行 奏者番  
雁間詰衆 菊間縁側詰衆

一、參觀の節従者多く召連申事。

面々參觀に従者多く召連候事何の謂ぞや。家中計召連候  
にもあらず、町より奴の手振今様風流なるものを雇ひ、  
分限不相應の人を召連れ身の美をかざり、他人の見分を  
よろこばしむる事、無益の奢の体、向後相慎可然事。

一、雇人仕間敷事。

面々當時軍役人を扶持せずして、手前家來に町人躰のも  
のを雇ひ相交、軍役相勤候段言語道斷、武士の業此躰の  
品可有儀に無之事也。向後道中は不及言、在江戸中共に  
急度其高に應じ、軍役の人を致扶持可相勤。人不足有之  
面々は領知より招呼、軍役の通り召置き、雇人の躰堅相  
慎可申事。

一、世上靜謐は權現様御神徳之事。

某を始面々も、治國泰平の世に逢ひ安樂に住する事、ひ  
とへに東照宮の御神徳難有事にあらずや。且亦面々も先  
祖の武功により、今安樂に住する事、父祖の武恩過分の

嗜み、諸氏をあはれむべし。

一、領知より江戸へ出候者、惡事いたし候儀、領主不心得  
故に候事。

面々領知より江戸へ出候民百姓、領主の仕置邪多く民百  
姓にからくあたる故、貧窮の身となり、所を退き浪人とな  
り、身業なき故に惡事をなし身のすぎはひとなす。是領  
主の仕置惡敷故也。向後心を付領分より左様のもの不出  
様に、心懸いたさるべし。

一、譜代近習仕置能く仕候儀、外様へ通達に成候事。

面々邪智にかかはらず従者、民百姓を能く扶持し、諸民の  
惱亂なく、忠孝のものを憐賞し、諸民を安樂にをさめな  
ば、面々が先祖の武功故備を益輝するは、子孫に對しいま  
しむる教なるべし。不孝邪義にして身をうしなひ家を亡  
すは、先祖への不孝、天下への不忠、子々孫々へも不義  
不慎にあらずや。

一、面々身持不宜ば、従者は不及言事。

爰にいふ如く今安泰に有事、東照宮の御神恩、面々が先  
祖の武恩也。彌武を不忘相慎み勤むべし。今日外様の太